

石仏公園ネーミングライツパートナー募集要項

1 募集目的

岩倉市では、安定的な財源を確保することにより、様々な市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とし、令和9年3月に完成予定である石仏公園に、愛称（企業名、商品名等）を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する法人（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2 募集概要

（1）対象施設、ネーミングライツ料及び契約期間、愛称の使用開始年月日

施設名称	石仏公園
所在地	愛知県岩倉市石仏町五山寺1番地
敷地面積	26,724 m ²
完成年月日	令和9年3月31日（予定）
施設概要	サッカーグラウンド（7,980 m ² ）、球場（5,042 m ² ）、遊具広場、芝生広場、管理棟（2棟）
休業日※ ¹	12月29日から1月3日まで
利用時間※ ¹	午前9時から午後5時まで（4月） 午前7時から午後7時まで（5月～9月） 午前9時から午後5時まで（10月～3月）
予定年間利用者数	約5万人（サッカーグラウンド） 約4万人（球場）
ネーミングライツ料	年額50万円以上 （消費税及び地方消費税は別途）
契約期間	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
愛称の使用開始年月日※ ²	令和9年4月1日から令和9年9月30日まで

※¹サッカーグラウンド、球場、管理棟の休業日及び利用時間です。石仏公園としては、常時開園しております。

※²石仏公園は、現在整備中であり令和9年3月末の完成予定です。ただし、社会情勢等の影響により工期が延長され、供用開始が遅れる可能性があります。なお、愛称使用開始日より前の準備行為等における愛称の使用については、契約締結時に市と優先交渉権者が協議の上決定します。

（2）愛称

ア 愛称付与の条件

- ①親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。
- ②愛称に「公園」、「広場」又は「パーク」等を用い、施設名であることが明確なものとします。
- ③愛称は、石仏公園内の施設全般に適用するものとし、公園内に設置されている施設（サッカーグラウンド、球場等）の名称に含まれる「石仏公園」を当

該愛称に置き換えるものとします。なお、各施設の具体的な表記については、契約締結時に市と優先交渉権者が協議の上決定します。

イ 使用を禁止する愛称

岩倉市ネーミングライツ導入ガイドラインの「5 愛称」の「(2) 使用を禁止する愛称」のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ウ 愛称の表示

愛称の表示については、位置、サイズ、箇所数、デザイン等を契約締結時に優先交渉権者、市及び関係機関が協議の上決定します。

なお、鳥瞰図（イメージパース）、愛称表示設置箇所（例）位置図及び写真は別紙を参照してください。

エ その他

- ① 愛称は一般的に用いる呼称であり、条例で定められた名称を変更するものではありません。
- ② ネーミングライツは施設等の所有権、経営権等には影響を与えないものとし、他者に譲渡、貸与することはできません。
- ③ 契約期間中の愛称の変更はできません。
- ④ 愛称と合わせて正式名称を併記したり、正式名称のみを表記したりすることがあります。

(3) ネーミングライツパートナーの特典

ア 市広報紙、市及び指定管理者が作成するパンフレット等の印刷物並びにホームページ等における施設名称の記載は、原則として愛称を使用します。

イ ネーミングライツパートナーのホームページ等において、ネーミングライツパートナーであることを広報することができます。

ウ 契約期間終了後において引き続き契約を希望する場合は、優先的に交渉することができます。

(4) 費用負担

ネーミングライツパートナーにおいて負担する項目については、ネーミングライツ料とは別に費用を負担していただきます。

負担項目については、表のとおりです。

項目	ネーミングライツ パートナー	岩倉市
ネーミングライツ料	○	
敷地内外の案内表示変更及び新規設置	○	
契約期間終了後の原状回復	○	
市の印刷物やホームページの表示変更 ※		○

※更新時期に合わせて随時変更します。

(5) 応募資格

岩倉市ネーミングライツ導入ガイドラインの「8 ネーミングライツパートナー」に定める法人とします。

(6) 応募方法

ア 募集期間

令和8年8月3日（月）から9月30日（水）まで

イ 提出書類

- ① 岩倉市ネーミングライツパートナー申込書（別紙様式）
- ② 法人の概要（任意様式）
- ③ 法人の定款、規約又はその他これらに類する書類
- ④ 法人役員名簿
- ⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）（直近3か月以内に発行されたもの）
- ⑥ 決算報告書（直近2年分）
- ⑦ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税の直近年度の納税証明書（直近3か月以内に発行されたもの）
※本市に納税義務がある場合は、市で市税の納税状況を確認します。
- ⑧ 愛称に商品名を使用する場合は、当該商品の概要がわかるもの
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

ウ 提出部数 各1部

エ 提出先

①持参の場合

岩倉市建設部維持管理課

（愛知県岩倉市栄町一丁目66番地 岩倉市役所4階）

※受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで

②郵送の場合

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市建設部維持管理課

※募集期間内必着

オ 質問事項の受付等

応募に関する質問受付等は、次のとおりです。なお、口頭での質問は受け付けておりません。

①質問受付期間

令和8年8月3日（月）から8月24日（月）まで

②質問方法

質問事項を記載した文書（任意様式）を郵送、又はメールで受け付けます。

※質問受付期間内必着

a. 郵送の場合

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市建設部維持管理課

b. メールの場合

ijikanri@city.iwakura.lg.jp

③回答方法

質問に対する回答は、市ホームページに8月31日（月）までに掲載します。ただし、質問内容によっては回答に時間がかかる場合があります。

※市ホームページ <https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000008038.html>

カ 留意事項

- ① 軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ② 応募にあたり、必要な経費は応募者の負担とします。
- ③ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、岩倉市情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ④ 申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑤ 提出された書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

3 選定方法

岩倉市児童遊園及び岩倉市都市公園ネーミングライツ優先交渉権者審査委員会において、次の審査基準を基に優先交渉権者決定等について審査・選定を行います。選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

<審査基準>

審査項目	評価基準	配点
応募団体	①応募資格は適正か ②応募団体等の経営は健全か ③施設と応募団体等の理念・事業内容がマッチしているか ④施設のイメージアップにつながるか ⑤市内に本社、支店又は営業所を有するか	30
愛称	①親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか ②表示場所、表示デザインは適当か ③施設の管理運営に支障が生じないか	30
ネーミングライツ料	①応募金額は妥当か	40
合計		100

※全委員の点数を平均し、平均得点によって順位を決定し、70 点以上の点数となった応募者のうち最も得点の高い者を優先交渉権者、二番目に得点の高い者を次点交渉権者とします。なお、最も得点の高い者が2 者以上となった場合は、くじにより優先交渉権者の順位を決定します。

※応募者が1 者の場合も、審査基準に基づき審査することとします。

4 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約の締結

審査委員会の結果を基に、優先交渉権者と細部について協議し、合意に至った後、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。ただし、市が合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、次点交渉権者と契約締結に向けた協議を行います。

(2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーが決定したときは、契約の締結後、ネーミングライツパートナー名、施設の愛称、ネーミングライツ料、愛称使用期間等を市ホームページや報道機関へ情報提供すること等により公表します。

5 スケジュール（予定）

内容	時期
募集期間	令和8年8月3日（月）から9月30日（水）まで
質問受付期間	令和8年8月3日（月）から8月24日（月）まで
質問に対する回答	令和8年8月31日（月）までに市ホームページに掲載
審査委員会の開催	10月下旬
選定結果の通知	11月上旬
契約締結	11月中旬
愛称表示等の設置準備	令和9年2月上旬から
愛称の使用開始	令和9年4月1日以降

※工事の進捗により、愛称表示等の準備の開始が遅れる場合があります。

6 ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料の支払いは、原則として、年度ごとに市から請求があった日から30日以内に納付することとします。

また、施設の利用を市が制限する場合も、ネーミングライツ料は減額しません。

※社会情勢等の影響により工事期間が延長される場合は、愛称の使用開始が遅れるため、その際は、市と優先交渉権者が協議を行い、初年度の支払いについては、月割計算とし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

7 リスク負担

(1) ネーミングライツパートナーが設置した愛称表示等が損傷、汚損した場合は、ネーミングライツパートナーの責任において速やかに復旧するものとします。

(2) ネーミングライツパートナーが設置した愛称表示等により第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

(3) その他、特に定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議しリスク負担を決定するものとします。

8 その他

本募集要項に定めのない事項については、岩倉市ネーミングライツ導入ガイドラインを適用します。

9 問い合わせ先

担当部署：岩倉市建設部維持管理課

電 話：0587-38-5813

F A X：0587-66-6100

メー ル：ijikanri@city.iwakura.lg.jp

様式

年 月 日

岩倉市長 殿

申込者 所在地
法人名
代表者名

岩倉市ネーミングライツパートナー申込書

石仏公園ネーミングライツパートナー募集要項に基づき、次のとおり申し込みます。

対象施設	石仏公園
愛称（案）	
命名理由	
愛称の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
ネーミングライツ料（提案額）	年額 円（消費税及び地方消費税は別途）
愛称表示場所（案）	※別紙愛称表示設置箇所（例）位置図及び写真の番号若しくは新規提案場所（別紙とすることも可）を記入してください。
愛称表示デザイン（案）	※別紙とすることも可
地域貢献の活動実績（過去5年以内）又は計画	※別紙とすることも可
連絡先	担当者氏名 （部署・役職）
	電話・FAX
	E-mail
提出書類	☐ 法人の概要 ☐ 法人の定款、規約又はその他これらに類する書類 ☐ 法人役員名簿 ☐ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）（直近3か月以内に発行されたもの） ☐ 決算報告書（直近2年分） ☐ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税の直近年度の納税証明書（直近3か月以内に発行されたもの）
確認事項 ※各項目に同意して 点を記入	☐ 募集要項「5 応募資格」を満たす法人です。 ☐ 市が市税の納税状況について確認することに同意します。 ☐ 提出書類の内容は事実と相違ありません。また、虚偽等が判明した場合、契約の解除をされても異議はありません。

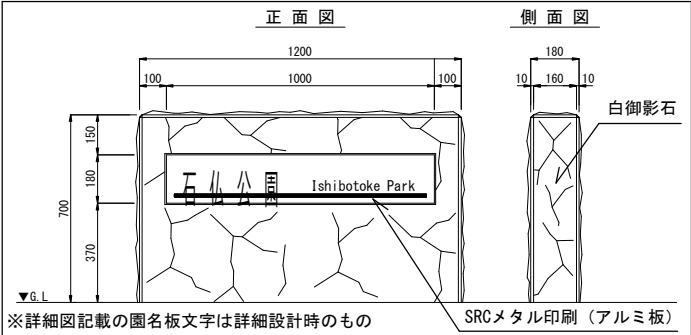
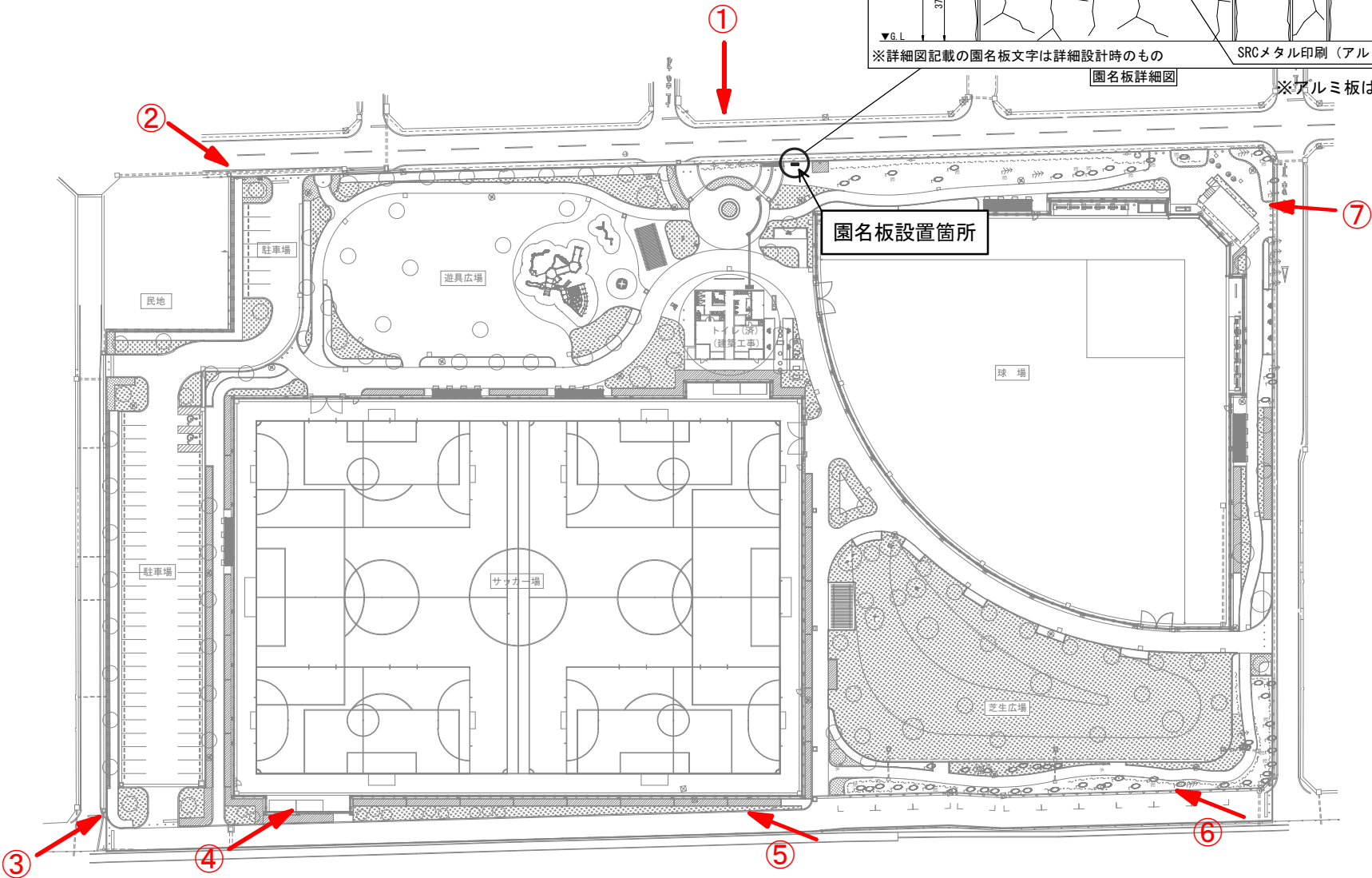
鳥瞰図（イメージパース）



※令和4年3月時点の鳥瞰図（イメージパース）であるため、工事完成時の形状とは異なる箇所があります。

愛称表示設置箇所（例）位置図

計画平面図



【愛称表示設置箇所（例）写真】

場 所	①公園メインエントランス正面管理棟 西側外壁	
サイズの見当	縦0.3m×横3m	
写 真		
場 所	②公園敷地南西角	
サイズの見当	縦0.3m×横2m	
写 真		

【愛称表示設置箇所（例）写真】

場 所	③公園敷地南東角
サイズ目安	縦0.3m×横4m
写 真	
場 所	④サッカーグラウンド東側（線路側）
サイズ目安	縦0.3m×横4m
写 真	

【愛称表示設置箇所（例）写真】

場 所	⑤サッカーグラウンド東側（線路側）
サイズの見安	縦0.45m×横6m
写 真	
場 所	⑥芝生広場東側（線路側）
サイズの見安	縦0.3m×横4m
写 真	

【愛称表示設置箇所（例）写真】

場 所	⑦球場観覧席（北側）
サイズ目安	縦0.6m×横7.5m
写 真	